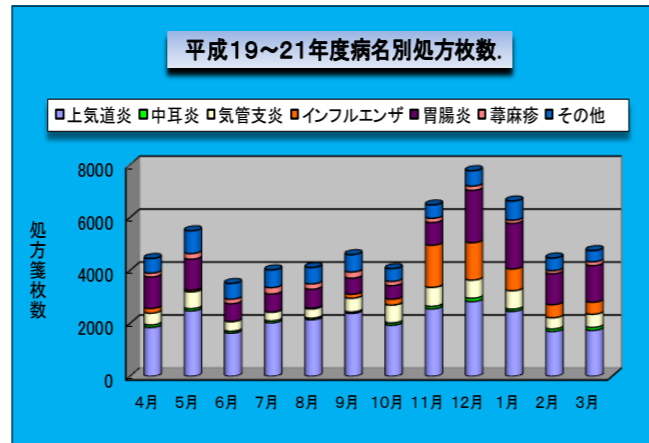


平成19～21年度の病名別来局状態をまとめてみました。

受診の動機は発熱、嘔吐、下痢、蕁麻疹、痛みが殆どです。下痢に関しては止めないといけないという意識が強くありますが、実際は下痢止めが処方される事はまれで整腸剤などで経過観察をしてもらうことが殆どです。発熱に関しても受診が必要ではない数値や容態のことも多いのですが、診察を受け薬を服用することで安心する傾向もあります。核家族が多いことの表れかと思われま

す。薬剤交付時には処方薬の説明のみならず服用方法、保管方法等細部にわたっての説明が必要かと思えます。以上のことにより、救急医療が救急時の診療という本来の目的はもちろんのこと、核家族や子どもを持つ家庭の精神的なよりどころとして機能し、山梨県の子育て支援の一部を担っているのではないかと考えられます。



まとめ・今後の取り組みについて、

夜間救急調剤薬局は開局当初、平日準夜の来局者は5名に満たない毎日でした。しかし平成21年度には、平均2.2名と約4倍に増えています。これは、市町村の広報活動により救急医療体制が衆知されてきたことでもあります。山梨県の救急医療が充実し地域住民の夜間、日、祭日の医療に貢献できていることが認知されてきた結果であると考えられます。しかし、来局者の半数以上が再来局者であることから推測できるように、本来の救急医療の姿から少し離れて来ています。緊急を必要としない疾患や、保護者の勤務の都合により一般の受診が出来なかった場合の受診です。これは、先に述べた様に核家族化や共稼ぎ家庭の増加による精神的なよりどころとしての受診かと思われま

す。このままでは、「夜のかかりつけ薬局」になってしまい本来の緊急時の対応が遅れてしまうことが危惧されます。

医療費の増加に苦しむ行政面も考えれば、県民に救急医療体制の理解を求めながら受診の有料化を検討してもよいのかもしれませんが。

あったりします。相手が見えない電話だからこその本音の話もあります。

このような相談に、一つ一つ取り組んでいくことも、私たち薬剤師の重要な社会活動の一部と考えています。

現在、業務に携わっている薬剤師は66名です。開局薬剤師や薬局勤務薬剤師、病院薬剤師を中心に様々です。そのため調剤過誤防止対策や服薬指導に同一の方向性が取りにくいのが現状です。薬局内のインシデント報告を今以上に共有できるような環境の整備が必要と感じています。

山梨県の救急医療体制の中核を担う薬局として迅速で正確な調剤と服薬指導を目指し今後も邁進したいと思っています。

編集スタッフ

竹川雅博・舛谷比代・武藤司・塩沼みどり・斉藤光政
(1)内藤貴夫・幡野仁(2)原直樹(3)

発行：甲府市薬剤師会 救急調剤薬局運営委員会(1)
連絡先：甲府市薬剤師会 事務局(3)

TEL055-236-5200

監修：甲府市薬剤師会(2)

資料協力：甲府市医師会

社団法人 甲府市薬剤師会 救急調剤事業の取り組みと現状報告

救急調剤事業は、私たち薬剤師の社会貢献の一つとして、ようやく社会に認知され始めてきました。今後、薬剤師が社会からより一層必要とされる職種になるため、この分野の充実が不可欠であると私たちは考えます。そして、私たち薬剤師にとって、救急調剤薬局は、新しい情報を得たり、自己鍛錬の場として、貴重な施設となっていくでしょう。

目次：

10年の節目	1
開局までの課題	1
開局後の課題	2
来局状況	2
現状報告	3
処方集計	3
病名別来局状況	4
まとめ	4

10年の節目を迎えるにあたって

3師会+地域行政が一丸となって

甲府市立病院の移転に伴い地域住民の「夜間医療の灯を消さないでほしい」という要望を受けて、平成13年3月に、当会の夜間救急支援協力事業として、甲府市救急調剤薬局を発足させることができました。当初は23時までの開局でしたが、平成17年3月からは、山梨県にも評価され翌朝までと事業延長されました。

当時は前例がなく、会長はじめ役員の方々の並々ならぬ熱意と情熱で現薬局の開局にこぎつけることができました。

そこで今回、開局前後の状況・課題について、私たちが先輩から継承してきたことや私たちに実践してみたことを10年

開局までの課題 財源・設備・許可・スタッフ等

財源・設備については、甲府市の協力により、補助金の確保、旧市立病院の土地・建物の提供を受けました。

許可については、甲府保健所(現山梨県中北保健事務所)や社会保険事務所の協力により、管理薬剤師の兼務問題や集合医療施設の考え方について、指導・助言をいただきました。

スタッフは、甲府市薬剤師会の理事の薬剤師を中心にボランティアで発足しました。

備蓄薬剤については、市医師・市歯科医師会の会長同士の連帯やそれぞれの会の連携により、処方側のリストアップした希望薬剤を検討・整理し、すり合わせを行い最少

の節目に当たりまとめてみることにしました。

甲府市総合医療福祉会館 救急関係だけでなく、健康検査施設やシルバー人材センターなど市民生活の最前線施設です。当薬局もこの施設の中にあります。手前のプレハブは、昨年のインフルエンザの流行時に仮設した、隔離診療室です。



平成20年、日本薬剤師会より本事業に対して、有功賞を受賞しました。



の薬剤で最大の薬効を実現することができました。

備蓄薬品数

内服薬192種 外用薬79種
(2010.3現在)



診療施設となります。

当薬局の外観です。会館の一階正面玄関に入って右斜め前にあります。通路を挟んで右側に歯科診療施設、エントランスを挟んで医科

開局後の課題 運営・安全等

まず取り組んだのがそこで働くスタッフの安全確保でした。このためガラス張りの薬局、ガラス張りの調剤室を採用し、外から何が起きているか把握しやすくしたり、歯科診療所や内科診療所と薬局を緊急インターホンや防犯ベルでつないだり、女性スタッフだけの時間をできるだけ少なくする配慮をしました。

昨年は、インフルエンザの流行を受け流行性感染症からスタッフを守る取り組みをしました。保菌者との接触をできるだけ避けるために、マスクの自動販売機の設置をしたり、保菌者との接触をできるだけ短くするために、薬局待合室に服薬指導補助DVDを流すことによって事前知識の提供をしました。また、初期の段階では、事務職をはじめ全スタッフの防護ガウンの着用

や手指消毒の徹底なども行いました。

調剤ミスを防ぐために薬剤の体重別小児換算表を作成し、日頃、小児科の調剤をあまりしない薬剤師にも安心して、調剤出来るように配慮しました。薬剤師の事務仕事の負担軽減のため、薬歴音声入力の導入や薬袋プリンターの導入により処方箋・薬袋・薬情・監査伝票による重複チェックを実施しました。

薬剤の管理は、薬効順に比べてアイウエオ順の方が調剤ミスが多いといわれていますが、多くの薬剤師が携わることとを考慮して、あえてアイウエオ順としました。この為、散薬監査システムを活用してダブルチェックの徹底を図っています。

平成21年度の来局状況

地図が示すようにほぼ山梨県全域から来局いただいております。山梨県は、山岳部が多く地図上では大きな面積を持つ市でも人口は3番目4番目という地域があり、面積では比較しづらいので、子供の単位人口当たり(100人当たり)の来局者数で比べてみました。この結果、20km圏内、特に地元の甲府市・隣の中央市や昭和町からの来局比率が高いことがわかりました。中央市・甲府市・昭和町は、子供の3人に1人が来局いただいていることになります。

昨年度は、県外者の来局も593人あり、県外からの旅行者や帰省者の旅先の安心にも貢献できたと思います。

平成20年から富士五湖地域にも救

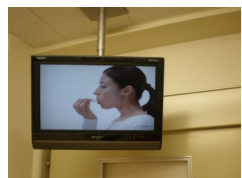
急センターがスタートしましたが、開局時間が24時までのため、富士五湖方面からの来局もまだまだあります。



のべ来局数 1万9417人



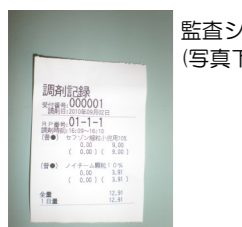
外から薬局内が見えるように、廊下側に大きな窓を設置(写真上段)



服薬補助DVDの上映(写真中段)



薬局外にマスクの自動販売機を設置(写真中段)



監査システムの伝票(写真下段)

子供100人当たりの来局数 上位表	
中央市	31.76
甲府市	31.76
昭和町	28.98
甲斐市	26.15
山梨市	25.83
笛吹市	21.22
市川三郷町	19.27
甲州市	18.73
南アルプス市	17.30
韮崎市	16.54
北杜市	10.71

平成22年1~3月の日中、準夜、深夜それぞれの時間帯の処方箋枚数を曜日別に分類しました。

1. 日中帯について

土曜日には処方箋25枚程度ですが、日曜・祭日にはその3倍近くの70~80枚程度の処方箋が出されています。土曜日は15時から19時までの4時間、日曜・祭日は9時から17時までの8時間であることや、日曜・祭日と異なり土曜日には診療を行なう医療機関があるためだと考えられます。勤務体制表に見るように、土曜日に2名、日曜・祭日に3名の薬剤師を配置しています。

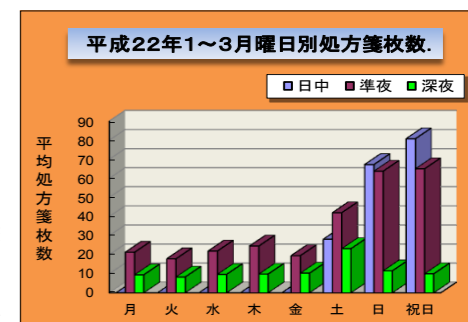
2. 準夜帯について

平日には20枚程度の処方箋数ですが、土曜日には40枚程度、日曜・祭日は60枚程度と処方箋枚数が増えており、日中の医療機関の診療休止の受け皿として救急調剤薬局が機能していることが見て取れます。土曜日は19時から23時までの4時間、日曜・祭日は17時から23時までの6時間であることが処方箋枚数の違いを生んでいると思われます。準夜勤は、平日は2名、土曜日は3名、日曜・祭日は2名の薬剤師で対応していますが、人員の確保が可能であれば日曜・祭日を3名に増員すべきなのかもしれません。日曜・祭日でなく土曜日の準夜勤の人数を多くしているのは、次に述べる深夜勤の状況への対応を考慮しているためです。

3. 深夜帯について

平日及び日曜・祭日の深夜帯は処方箋10枚前後で推移していますが、土曜日はその2倍にあたる20枚程度となっています。これは日曜日に殆どの医療機関が診療を休んでいるために、土曜日深夜の受診者が多くなっているためであると推察されます。平日及び日曜・祭日の深夜23時から翌朝7時までの8時間を1名の薬剤師で対

応するのは妥当であると考えられますが、冬のインフルエンザや感冒の流行時には土曜日深夜に薬剤師1名での対応には無理があるのではないかと考えられます。実際、平成22年11月からの冬場は2名で対応したり準夜勤の薬剤師が時間を延長して対応しています。

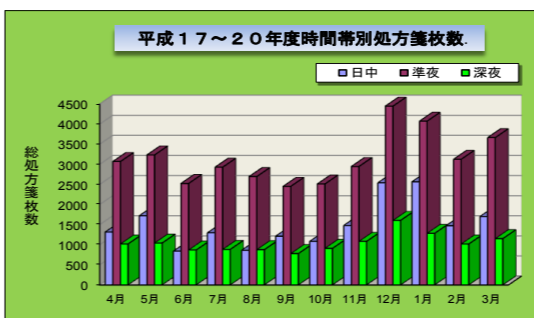


救急薬局の健全な運営のためには十分な薬剤師の確保が必要となります。現状では、土曜日、日曜日、祭日、深夜帯への協力希望者は多く、希望者全員を配置することが困難な状況なのですが、逆に平日の準夜帯への協力希望者が少なく、その割り振りに苦慮しています。本業の勤務との兼ね合いによるものと推測されます。平日は専任の管理薬剤師が勤務していますので柔軟な勤務も考慮して良いのかもしれませんが、深夜勤務者には休息用の簡易ベッドを用意しています。平均3~4時間の仮眠が取れることが多いようですが冬場の忙しいときは仮眠を取ることができない場合もあります。深夜勤務の薬剤師の健康管理と翌日の勤務への対応は薬剤師自身の判断に任せているのが現状です。

勤務体系

	平日	土曜	日祭
日中		2人	3人
準夜	2人	3人	2人
深夜	1人	1人	1人

	平日	土曜	日祭
日中		15時~19時	9時~17時
準夜	19時~23時	19時~23時	17時~23時
深夜	23時~翌7時	23時~翌7時	23時~翌7時



平成17~20年度までの処方箋枚数の累計です。

平日、準夜、深夜とも、12月、1月を中心に冬に多いことがわかります。これは、後で述べるように、インフルエンザをはじめ感冒、ノロウイルス、ロタウイルスによるものかと思われます。4月と5月が多いのは新学期を迎え緊張している子供達の発熱等が多いせいではないかと推測されます。12月の準夜は1年当たりで約1100枚と多いので、薬剤師の増員だけでなくレセコン設備の拡充や事務員の増員も考えなければいけないことです。